

会 見 年 月 日	令和 7 年 5 月 20 日（火曜日）		
担 当 課	行政課（行政係）	（担当者名：山本、田中）	
問い合わせ先	TEL： 0791-43-6850	（内線：2301）	FAX：0791-43-6892

赤穂市使用料手数料等審議会の委員募集について

1. 趣 旨

行政サービスの受益と負担の公平性を確保等する観点から、市の施設使用料について見直しの検討をするため、赤穂市使用料手数料等審議会の委員を次のとおり公募します。

2. 内 容

(1) 応募資格

- ア 市内に在住、在勤または在学の 18 歳以上（7 月 1 日現在）であること。
- イ 平日の昼間に開催予定（7 月～10 月ごろ 4 回程度）の会議に出席できること。
- ウ 本市の議員、職員または他の審議会等の公募委員でないこと。
- エ 赤穂市暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団もしくは暴力団員または暴力団密接関係者でないこと。

(2) 募集人数 2 人

(3) 応募方法

応募用紙に必要事項および応募動機を記入し、行政課行政係まで持参・郵送・FAX・電子メールまたは電子申請のいずれかの方法で提出してください。応募用紙は市ホームページからダウンロードできます。

(4) 応募期間 令和 7 年 5 月 26 日（月）～同年 6 月 27 日（金）必着

(5) 選考方法及び結果通知

選考委員会による選考とし、結果は応募者全員に文書で通知します。

3. 使用料の見直し検討施設

葬儀施設等、城南緑地運動施設、海浜スポーツセンター、都市公園、加里屋まちづくり会館、文化会館、市民総合体育館など